

提言に関する意見

意見

今回の人権尊重のまちづくり条例の一部改正について、インターネット及び情報機器による様々な差別事象並び震災による福島差別、コロナによるコロナ差別。まさに何か起きるたびに、基本的人権が侵害される事象が発生しています。こうした状況を私たちのあま市からなくすために、人権三法について市民に周知徹底を図らなくてはなりません。その為には人権教育及び啓発をさらに推し進め、愛知県の中で一番最初に条例制定された市に相応しい、人が尊重され、あま市に住んでよかったと言われるまちづくりに市民と共に私たち、委員会一同協力して差別のないあま市人権尊重のまちづくりを推進していかなければならない。

10年前と今とでは、社会情勢の変化は急激である。今なお、差別・偏見がみられる事実から人権三法、インターネット上の人権侵害を明記することは必要である。また、人権教育・人権啓発等の具体的手立ても示したい。この趣旨を私たち自身が具現化することが、今後の課題である。ぜひ、市民の皆様今年「人権特集号」を読んでもらいたい。